したものをいう。）、中継交換機渡り県間最繁時呼量（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて２で除したものをいう。）、中継交換機渡り県内自局外最繁時呼量（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を４で除したものをいう。）及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量（当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を経由しないものをいう。⑶及び⑷において同じ。）の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）

⑵　県間最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を２で除したもの。）、県内最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を４で除したもの。）、中継交換機渡り県間最繁時総呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて２で除したもの。）、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を４で除したもの。）及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時総呼数（当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を経由しないものをいう。）の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）

⑶　中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの）、中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mパス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mパス数を合計したもの）の合計を52Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算し、更にチャネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャネル数とし、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）

⑷　中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパ